

事務連絡
令和5年12月28日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

}

御中

厚生労働省保険局医療課

「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について」の訂正について

令和5年9月29日付けで発出した「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（保医発 0929 第1号）」の「別添2」につきまして、別添のとおり訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

（参考）訂正箇所

訂 正 後	訂 正 前
1 I の 3 の 107（2）中の（中略）に改め、次を加える。 ア （略） イ 経皮的心房中隔欠損閉鎖術、経皮的卵円孔開存閉鎖術、 <u>経皮的左心耳閉鎖術、経皮的カテーテル心筋焼灼術（心房中隔穿刺又は心外膜アプローチを伴うもの）、経皮的カテーテル心筋焼灼術（その他のもの）、</u> 下大静脈フィルター留置術、下大静脈フィルター除去術又は心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について）（右心カテーテル）を実施した患者の早期離床を目的とした大腿静脈穿刺部位の止血を行う場合に、6Fr 以上 12Fr 以下のイントロデューサーシーを使用した症例であって、当該患者が手術の翌々日までに帰宅した場合に限り一連につき4セットまで算定できる。	1 I の 3 の 107（2）中の（中略）に改め、次を加える。 ア （略） イ 経皮的心房中隔欠損閉鎖術、経皮的卵円孔開存閉鎖術、経皮的カテーテル心筋焼灼術、下大静脈フィルター留置術、下大静脈フィルター除去術又は心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について）（右心カテーテル）を実施した患者の早期離床を目的とした大腿静脈穿刺部位の止血を行う場合に、6Fr 以上 12Fr 以下のイントロデューサーシーを使用した症例であって、当該患者が手術の翌々日までに帰宅した場合に限り一連につき4セットまで算定できる。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 9 号) の一部改正について

- 1 I の 3 の 107 (2) 中の「経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術、経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）、経皮的冠動脈ステント留置術又は末梢動脈（頸動脈、腎動脈、四肢の動脈）の経皮的血管形成術、脳血管内手術、経皮的脳血管形成術、経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術、経皮的脳血栓回収術又は経皮的脳血管ステント留置術を実施した患者の早期離床を目的とした大腿動脈穿刺部位の止血を行う場合に、5 Fr 以上のイントロデューサーシースを使用した場合、1 セットについてのみ算定できる。」を「次のいずれかに該当する場合に算定できる。」に改め、次を加える。

- ア 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術、経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）、経皮的冠動脈ステント留置術又は末梢動脈（頸動脈、腎動脈、四肢の動脈）の経皮的血管形成術、脳血管内手術、経皮的脳血管形成術、経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術、経皮的脳血栓回収術又は経皮的脳血管ステント留置術を実施した患者の早期離床を目的とした大腿動脈穿刺部位の止血を行う場合に、5 Fr 以上のイントロデューサーシースを使用した場合、1 セットについてのみ算定できる。
- イ 経皮的心房中隔欠損閉鎖術、経皮的卵円孔開存閉鎖術、経皮的左心耳閉鎖術、経皮的カテーテル心筋焼灼術（心房中隔穿刺又は心外膜アプローチを伴うもの）、経皮的カテーテル心筋焼灼術（その他のもの）、下大静脈フィルター留置術、下大静脈フィルター除去術又は心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について）（右心カテーテル）を実施した患者の早期離床を目的とした大腿静脈穿刺部位の止血を行う場合に、6 Fr 以上 12Fr 以下のイントロデューサーシースを使用した症例であって、当該患者が手術の翌々日までに帰宅した場合に限り一連につき 4 セットまで算定できる。